

# 経 済 産 業 省

平成 2 1 ・ 0 3 ・ 1 6 商 第 1 0 号

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準の一部を改正する  
基準を次のように制定する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

経済産業大臣 二階 俊博

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準の一部  
を改正する基準

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準（平成 1 4 ・ 0 3 ・  
1 3 商 第 6 号）の一部を別紙の新旧対照条文のとおり改正する。

## 附 則

- 1 この基準は、平成 2 1 年 6 月 1 7 日から施行する。
- 2 この基準の適用について、施行後 3 年間は、なお従前の例によることができる。

(別紙)

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部を改正する基準 新旧対照条文  
 電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準(平成14・03・13商第6号)

(傍線部分は改正部分)

改正後				現行			
表1. 電気安全に関する基準				表1. 電気安全に関する基準			
基準			備考	基準			備考
基準番号	表題	本文		基準番号	表題	本文	
J60245-1 (H21)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル - 第1部: 一般的要求事項	JIS C 366 3-1:2007	IEC 60245-1(2003)に対応	J60245-1 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル - 第1部: 一般的要求事項	JIS C 366 3-1:2003	IEC 60245-1(1994),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(1997)に対応
J60245-4 (H21)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル - 第4部: コード及び可とうケーブル	JIS C 366 3-4:2007	IEC 60245-4(1994),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(2003)に対応	J60245-4 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル - 第4部: コード及び可とうケーブル	JIS C 366 3-4:2003	IEC 60245-4(1994),Amd.No.1(1997)に対応
J60245-6 (H21)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル - 第6部: アーク溶接電極ケーブル	JIS C 366 3-6:2007	IEC 60245-6(1994),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(2003)に対応	J60245-6 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル - 第6部: アーク溶接電極ケーブル	JIS C 366 3-6:2003	IEC 60245-6(1994),Amd.No.1(1997)に対応
J60320-1 (H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル - 第1部: 一般要求事項	JIS C 828 3-1:2008	IEC 60320-1(2001)に対応	J60320-1 (H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用ケーブル 二 パート1: 一般要求事項	別紙25	IEC 60320-1(1994),Amd.No.1(1995),Amd.No.2(1996)に対応

J60320-2-1(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カブラ - 第2-1部：マシン用カブラ	JIS C 828 3-2-1:2008	IEC 60320-2-1(2000)に対応	J60320-2-1(H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カブラ ニ パート2：マシン用カブラー	別紙26	IEC 60320-2-1(2000)に対応
J60320-2-2(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カブラ - 第2-2部：家庭用及び類似の機器用相互接続カブラ	JIS C 828 3-2-2:2008	IEC 60320-2-2(1998)に対応	(新設)			
J60320-2-3(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カブラ - 第2-3部：IPX1以上の保護等級をもつ機器用カブラ	JIS C 828 3-2-3:2008	IEC 60320-2-3(1998), Amd.No.1(2004)に対応	J60320-2-3(H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カブラ ニ パート2：IPX1以上の保護度合を有する機器用カブラー	別紙26の2	IEC 60320-2-3(1998)に対応
J60320-2-4(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カブラ - 第2-4部：機器の質量によってかん(嵌)合するカブラ	JIS C 828 3-2-4:2008	IEC 60320-2-4(2005)に対応	(新設)			
J60320-2-J1(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カブラ - 第2-101部：電熱機器用カブラ	JIS C 828 3-2-101:2008		J60320-2-J1(H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カブラ ニ パート2：電熱機器用	別紙26の3	

				カプラー			
J60335-2 -J7(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-207部：水電解器の個別要求事項	JIS C 933 5-2-207:20 07		J60335-2 -J7(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：水電解器の個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）	別紙108	
J60335-2 -J10(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-210部：家庭用電気磁気治療器の個別要求事項	JIS C 933 5-2-210:20 07		(新設)			
J60335-2 -J11(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項	JIS C 933 5-2-211:20 07		(新設)			
J60335-2 -J12(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第2-212部：家庭用吸入器の個別要求事項	JIS C 933 5-2-212:20 07		(新設)			
J60502-1 (H21)	定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品 - 定格電圧0.6/1kVのケーブル	JIS C 366 7:2008	IEC 60502-1(2004)に対応	(新設)			

J61347-2-12(H21)	ランプ制御装置 - 第2-1部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯を除く）	JIS C 814 7-2-12:2008	IEC 61347-2-12(2005)に対応	(新設)		
J61347-2-13(H21)	ランプ制御装置 - 第2-1部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項	JIS C 814 7-2-13:2008	IEC 61347-2-13(2006)に対応	(新設)		
J61558-1(H21)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第1部：通則及び試験	JIS C 615 58-1:2008	IEC 61558-1(2005)に対応	J61558-1(H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート1：一般要求事項と試験	別紙189 IEC 61558-1(1997)に対応
J61558-2-1(H21)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-1部：一般用複巻変圧器の個別要求事項	JIS C 615 58-2-1:2008	IEC 61558-2-1(1997)に対応	J61558-2-1(H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-1：汎用型複巻変圧器に関する特別要求事項	別紙190 IEC 61558-2-1(1997)に対応
J61558-2-2(H21)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2	JIS C 615 58-2-2:2008	IEC 61558-2-2(1997)に対応	J61558-2-2(H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性	別紙191 IEC 61558-2-2(1997)に対応

	<u>-2部：制御変圧器の個別要求事項</u>				<u>パート2-2：制御変圧器に関する特別要求事項</u>		
J61558-2-3(H21)	<u>変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-3部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 61558-2-3:2008</u>	<u>IEC 61558-2-3(1999)に対応</u>	(新設)			
J61558-2-4(H21)	<u>変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-4部：一般用絶縁変圧器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 61558-2-4:2008</u>	<u>IEC 61558-2-4(1997)に対応</u>	J61558-2-4(H14)	<u>変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性</u> <u>パート2-4：汎用型絶縁変圧器に関する特別要求事項</u>	<u>別紙192</u>	<u>IEC 61558-2-4(1997)に対応</u>
J61558-2-5(H21)	<u>変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-5部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項</u>	<u>JIS C 61558-2-5:2008</u>	<u>IEC 61558-2-5(1997)に対応</u>	J61558-2-5(H14)	<u>変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性</u> <u>パート2-5：シェーバー変圧器及びシェーバー電源装置に関する特別要求事項</u>	<u>別紙193</u>	<u>IEC 61558-2-5(1997)に対応</u>
J61558-2-6(H21)	<u>変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-6部：一般用安全絶縁</u>	<u>JIS C 61558-2-6:2008</u>	<u>IEC 61558-2-6(1997)に対応</u>	J61558-2-6(H14)	<u>変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性</u> <u>パート2-6：汎用安全</u>	<u>別紙194</u>	<u>IEC 61558-2-6(1997)に対応</u>

変圧器の個別要求事項				絶縁変圧器に関する特別要求事項			
J61558-2-7(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-7部：がん（玩）具用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-7:2008	IEC 61558-2-7(1997)に対応	J61558-2-7(H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-7：玩具用変圧器に関する特別要求事項	別紙195	IEC 61558-2-7(1997)に対応
J61558-2-8(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-8部：ベル及びチャイム用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-8:2008	IEC 61558-2-8(1998)に対応	J61558-2-8(H14)	小型電力変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-8：ベル及びチャイム変圧器に関する特別要求事項	別紙196	IEC 61558-2-8(1998)に対応
J61558-2-9(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-9部：白熱電球のクラス ハンドランプ用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-9:2008	IEC 61558-2-9(2002)に対応	(新設)			
J61558-2-12(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-12部：定電圧変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-12:2008	IEC 61558-2-12(2001)に対応	(新設)			

J61558-2-13(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-13部：一般用単巻変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-13:2008	IEC 61558-2-13(1999)に対応	(新設)			
J61558-2-17(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-17部：スイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-17:2008	IEC 61558-2-17(1997)に対応	J61558-2-17(H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-17：スイッチモード電源のための電源変圧器に関する特別要求事項	別紙198	IEC 61558-2-17(1997)に対応
J61558-2-19(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-19部：じょう(擾)乱減衰用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-19:2008	IEC 61558-2-19(2000)に対応	(新設)			
J61558-2-20(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2-20部：小形リアクトルの個別要求事項	JIS C 61558-2-20:2008	IEC 61558-2-20(2000)に対応	(新設)			
J61558-2-23(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第2	JIS C 61558-2-23:2008	IEC 61558-2-23(2000)に対応	(新設)			

-23部：建築現場用変圧器の個別要求事項

本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2.～表4. (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2.～表4. (略)

別紙25 J60320-1(H16) 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー パート1：一般要求事項 (略)

別紙26 J60320-2-1(H16) 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー パート2：マシン用カプラー (略)

別紙26の2 J60320-2-3(H16) 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー パート2：IPX1以上の保護度合を有する機器用カプラー (略)

別紙26の3 J60320-J1(H16) 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー パート2：電熱機器用カプラー (略)

別紙108 J60335-2-J7(H14) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：水電解器の個別要求事項(3版対応のパート1を併用する) (略)

別紙189 J61558-1(H14) 変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート1：一般要求事項と試験 (略)

(削除)	別紙190 J61558-2-1(H14) 変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-1:汎用型複巻変圧器に関する特別要求事項 (略)
(削除)	別紙191 J61558-2-2(H14) 変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-2:制御変圧器に関する特別要求事項 (略)
(削除)	別紙192 J61558-2-4(H14) 変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-4:汎用型絶縁変圧器に関する特別要求事項 (略)
(削除)	別紙193 J61558-2-5(H14) 変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-5:シェーバー変圧器及びシェーバー電源装置に関する特別要求事項 (略)
(削除)	別紙194 J61558-2-6(H14) 変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-6:汎用安全絶縁変圧器に関する特別要求事項 (略)
(削除)	別紙195 J61558-2-7(H14) 変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-7:玩具用変圧器に関する特別要求事項 (略)
(削除)	別紙196 J61558-2-8(H14) 小型電力変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2-8:ベル及びチャイム変圧器に関する特別要求事項 (略)
(削除)	別紙198 J61558-2-17(H14) 変圧器、電源装置

及びこれに類する機器の安全性 パート2-17：スイッチモ  
ード電源のための電源変圧器に関する特別要求事項（略  
）